

## 特定非営利活動法人日本火山学会 総会運営細則

(2014年11月2日制定、2020年8月28日総会承認、2023年10月19日総会承認)

第1条 この運営細則は、特定非営利活動法人日本火山学会の総会の運営に適用する。総会の運営は定款第20条から第29条に基づき行われ、この細則はそれを補足するものである。

第2条 総会は、定款第21条に基づき維持会員の出席をもって開催されるが、そのほかの会員は総会を傍聴する権利を有する。議長が特に必要あると判断するときは、総会を維持会員以外に対して非公開で行うことができる。非公開とした場合、その理由を議事録に付記する。

### 第3条

1. 総会の審議事項（議事）は、定款第22条に基づき、会長が決定する。
2. 定款第22条（11）その他運営に関する重要事項について、理事は会長に対し総会の審議事項を提案できる。
3. 維持会員は、維持会員総数の20分の1以上の署名のある文書により、審議事項を会長に提案できる。
4. 維持会員は、定款第27条2項により審議事項を議長に提案できる。

第4条 総会の開催は、定款第24条3項に基づき、書面によって通知される。書面には、郵送される印刷物および電子メールに添付される電子ファイルが含まれる。

第5条 総会の議長は、定款25条に基づき会長がこれに当たるが、会長に事故ある場合は副会長が当たる。それ以外の場合、理事の中か

ら議長代理を立てることができる。議長代理は理事の互選により選出する。

第6条 定款第26条・27条に定める出席数は、会議を行う場への出席のほか、テレビ会議等による出席も議長の判断により出席とみなすことができる。

第7条 表決は、議長の裁量により、挙手あるいは投票を持って行う。

#### 第8条

1. 定款第28条2項に定める書面による表決は、あらかじめ通知した各事項の賛否についてのみ有効であり、議案並びに議決内容に変更ある場合には無効とする。
2. 出席する特定の維持会員あるいは議長に表決権を委任することができる。その場合、表決権を委任する者は、委任される者をあらかじめ書面により指名し、表決前に議長に通知しなければならない。
3. 前項1及び2の書面には、オンラインサービスによる電磁的記録を含む。ただし、電磁的記録は、表決権を行使あるいは委任する維持会員の照合が可能なものに限る。

第9条 総会の議事録の作成は、庶務委員会の所掌とする。議事録の内容は理事に回覧し、そのうちに署名人が署名する。定款第29条2項に基づき、署名人は総会の出席者の中から議長が指名し、総会の承認を経て選任される。議事録は、会員に対しては公開されなければならない。

#### 附則

1. この細則は、2014年11月3日より実施する。

2. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。